

多賀城市農業者 物価高騰支援給付金

物価高騰の影響を受ける農業者を支援します

■ 農業者給付

5万円

対象者

令和7年分の農業収入が
50万円以上の個人農業者

■ 認定給付

5万円

対象者

多賀城市の
認定農業者または
認定新規就農者

■ 給付額

両方に該当する場合は

最大10万円



対象要件

次の要件をすべて満たす方

- 多賀城市内に住所がある
- 個人農業者である
- 生業として農業を営んでいる
- 市税の滞納がない



対象外

- 農業法人
- 集落営農組織
- 市税滞納者
- 暴力団または暴力団員等



申請期限

令和8年12月28日(月)必着

問い合わせ先

多賀城市 都市産業部 産業振興課 農政係

〒985-8531 多賀城市中央二丁目1-1 (市役所北庁舎4階)

☎ 022-368-4205

受付時間 平日 9:00～16:30

詳しくは裏面へ ▶

申請方法のご案内

申請の流れ

STEP
1

申請書類を受け取る

対象と見込まれる農業者に市から郵送

※書類が届いていない方も、窓口・市HPで
申請書を取得して申請できます。



STEP
2

申請する

申請書と必要書類を提出



STEP
3

審査・交付決定

市が内容を審査し通知



STEP
4

給付金振込

指定口座へ振込



必要書類

① 交付申請書（様式第1号）

② 令和7年分
所得税確定申告書の写し

③ ②の青色申告決算書
または収支内訳書の写し

④ 完納証明書
(発行後30日以内)

⑤ 通帳の写し
(金融機関名・支店名・口座番号・
口座名義人が確認できるもの)

※②、③、④は申請書への
同意により省略可

Q&Aコーナー

Q. 農業収入とはどのような収入ですか？

A. 令和7年分所得税確定申告において申告した収入のうち、農業による収入をいいます。
農業所得として申告した収入のほか、事業所得として申告した収入であっても、
農業生産に関する事業による収入で、本給付金の趣旨に合致するものは対象となります。

Q. 認定農業者なら農業収入50万円未満でも対象ですか？

A. 認定給付5万円の対象です。

Q. 家族経営協定による共同認定の場合は？

A. 農業者給付は個人ごと、認定給付は1経営体につき1回(代表者のみ)です。

詳しくは市ホームページをご覧ください

